

現場代理人の兼務要件の緩和について

現場代理人の兼任要件を緩和することとし、「柏市水道部発注建設工事における現場代理人の兼任に関する取扱要領」を改正しましたのでお知らせします。

1 現場代理人の常駐義務の緩和の要件

改正前	改正後
柏市水道部が発注する工事に限る。	<u>市長又は水道事業管理者が発注する工事に限る。</u>
請負金額が2,500万円未満であること。	<u>請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満であること。</u>
建設業法別表第1に掲げる工事の種類が同一であること。	<u>工事の種類が同一でなくても可とする。</u>

2 営業所における専任の技術者と現場代理人の兼務

改正前	改正後
請負金額が2,500万円未満であること。	<u>請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満であること。</u>

3 取扱い開始時期

令和4年1月18日（火）公告分から運用を開始します。